

NPO法人の各種手続に係る 書類作成法セミナー

これから、「NPO法人パレアの会」を例にとって、各種手続（役員変更・定款変更・解散）の際に、パレアルームへ提出する書類に関して、その作成法等を説明していきます。

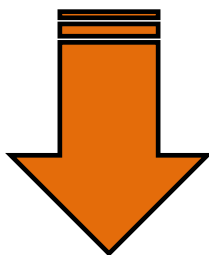
面倒な手続・書類と思われるかもしれませんが、いずれの手続・書類も、**適正な法人運営を行うために重要な手続・書類**です。

皆様も、これから説明することをマスターして、適正な法人運営に努めてください。

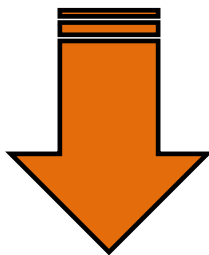


説明の進め方について

1 手続の概要について説明します



2 提出書類について説明します



3 事例毎に提出書類を作成していきます

なお、参考資料『「NPO法人」に関するQ&A』
(以下『Q&A』という。)の関連ページ等も適宜お
示ししていきます

説明に入る前に……
「NPO法人パレアの会」について

NPO法人パレアの会 定款(抄)

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人パレアの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、熊本県内在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子育て教育に関するセミナー事業
 - ② 育児支援に関する事業
 - (2) その他の事業
 - ① 不要物品・農産物等のバザー事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

1 役員変更について

(1) 手続の概要

NPO法人は、役員(理事・監事)の氏名又は住所に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出る必要があります(特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)第23条第1項)。

(2) 提出書類

	提出書類	提出部数
1	役員変更等届出書(別記第3号様式)	1部
2	変更後の役員名簿	2部

※「新任」の役員がいる場合は、さらに以下の書類を提出します。

3	役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)	1部
4	役員の住所又は居所を証する書面	1部

【提出書類に関する注意等】

- ・ 「変更後の役員名簿」は、閲覧資料として、パレアルームにて広く一般の方に公開します。
- ・ 「役員の住所又は居所を証する書面」とは、国内在住者の場合は「住民票の写し」を指します。海外在住者の場合は「住所又は居所を証する権限のある官公署が発行する文書(外国政府が発給する住所を証明する書面等)」を指します(外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文の添付が必要です)。また、提出日時点で、発行後6か月以内である必要があります。

『Q & A』19～20ページ、資料7・8参照

(3) 提出書類の作成法

「NPO法人パレアの会」の変更前の役員は、以下のとおりです。

役員名簿			
法人名：NPO法人パレアの会			
役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	無
理事 (副理事長)	阿蘇 次郎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	無
理事	菊池 三郎	菊池市隈府1272番地10	無
理事	天草 四郎	天草市今釜新町3530番地	無
監事	八代 花子	八代市西片町1660番地	無

これから、以下の3ケースによる役員変更に関して、提出書類の作成法を説明していきます。

- ① 理事を1人増員した場合
- ② 理事を1人減員した場合
- ③ 理事と監事が入れ替わった場合

① 理事を1人増員した場合

平成26年10月10日に社員総会を開催して、5人目の理事として「宇城 五郎」氏を選任しました。

「宇城 五郎」氏は、理事就任を承諾し、同日付けで理事に就任しました。

役員変更等届出書(別記第3号様式) : 1部

別記第3号様式(第5条関係)

様式が定められています

平成26年10月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
 特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
 代表者の氏名 熊本 太郎
 電話番号 ○○○-□□□-△△△△

代表者印の押印は不要です

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日・変更事項を正しく記入します

氏名・住所(又は居所)は、住民票の記載どおりに記入します

変更年月日 変更事項	役名	氏名 (フリガナ)	住所又は居所
平成26年10月10日 新任	理事	宇城 五郎 (ウキ ゴロウ)	宇城市松橋町久具400番地1

提出書類の様式・雛形は、『熊本県NPO・ボランティア情報サイト』からダウンロードできます(『Q&A』資料2参照)

変更後の役員名簿：2部

役員名簿

法人名：NPO法人パレアの会

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	無
理事 (副理事長)	阿蘇 次郎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	無
理事	菊池 三郎	菊池市隈府1272番地10	無
理事	天草 四郎	天草市今釜新町3530番地	無
理事	<u>宇城 五郎</u>	<u>宇城市松橋町久具400番地1</u>	無
監事	八代 花子	八代市西片町1660番地	無

氏名・住所(又は居所)は、
住民票の記載どおりに記入します

提出された2部のうち1部は、閲覧資料として、
パレアルームにて広く一般の方に公開します

役員の数人は、**定款で規定する人数の範囲内**でなければなりません

「NPO法人パレアの会」の場合

【定款】

理事：3人～5人 → 理事5人なので**O.K.**

監事：1人 → 監事1人なので**O.K.**

役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)：1部

注意：役員変更に係る提出書類の中で、「記入誤り」が最も多い書類です

よくある間違い

NPO法人パレアの会 御中

平成26年10月10日

就任承諾及び誓約書

住所 宇城市松橋町久具 ① 400-1

氏名 宇城 五郎 ②

私は、② (特定非営利活動法人の名称)の③ 理事(又は監事)に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

①

記入者(新役員)には、書き慣れた住所表示ではなく、住民票の記載どおりの住所を正確に記入してもらってください(本事例の場合、「400番地1」と記入します)。

②

雛形のままという間違いがよく見受けられます。法人名を正確に記入してください(本事例の場合、「NPO法人パレアの会」と記入します)。

③

②と同様、雛形のままという間違いがよく見受けられます。就任した役名(理事又は監事)を記入してください(本事例の場合、「理事」と記入します)。

正しい記入例

選任機関(本事例の場合、社員総会)で選任された日以降の日付を記入します

NPO法人パレアの会 御中

平成26年10月10日

就任承諾及び誓約書

住所 宇城市松橋町久具 400番地1

氏名 宇城 五郎 ㊟

私は、NPO法人パレアの会の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

- ・ パレアルームには、**謄本(コピー)**を提出します。
- ・ 原本は、法人事務所で大切に保管しておいてください。

役員の住所又は居所を証する書面：1部

【「役員の住所又は居所を証する書面」に関する注意等】

- ・ 国内在住者の場合は「住民票の写し」を指します(「住民票の写し」のコピーではなく、原本を提出してください)。
- ・ 海外在住者の場合は「住所又は居所を証する権限のある官公署が発行する文書」を提出してください(例えば、海外在住の日本人の方が役員に就任される場合は、当該国の在外公館から発行される「在留証明」を提出してください)。
- ・ いずれの書類も、**提出日時点で、発行後6か月以内**である必要があります。

② 理事を1人減員した場合

平成26年8月15日、理事の「天草 四郎」氏から、辞任の申出がありました。

なお、後任の理事は、役員変更等届出書の提出日(平成26年8月20日)時点で、まだ決まっていません。

役員変更等届出書(別記第3号様式) : 1部

別記第3号様式(第5条関係)

平成26年8月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
代表者の氏名 熊本 太郎
電話番号 ○○○-□□□-△△△△

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日・変更事項を
正しく記入します

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名 (フリガナ)	住所又は居所
平成26年8月15日 辞任	理事	天草 四郎 (アマクサ シロウ)	天草市今釜新町3530番地

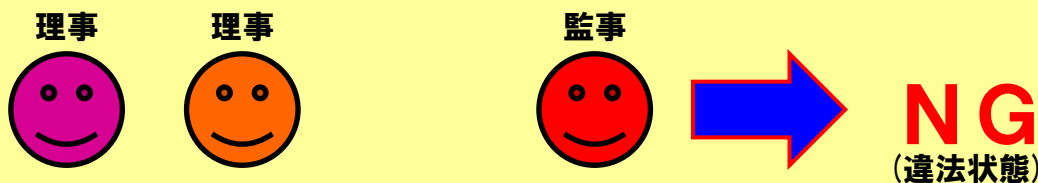
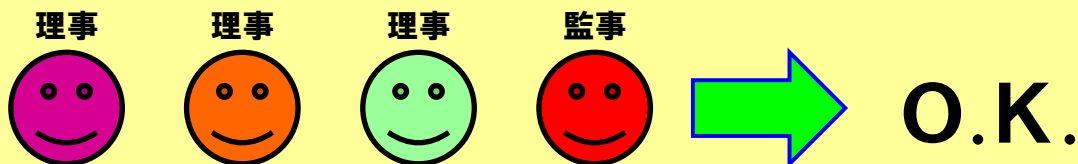
変更後の役員名簿：2部

役員名簿

法人名：NPO法人パレアの会

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	無
理事 (副理事長)	阿蘇 次郎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	無
理事	菊池 三郎	菊池市隈府1272番地10	無
監事	八代 花子	八代市西片町1660番地	無

NPO法人には、役員として、理事が3人以上、監事が1人以上必要です(NPO法第15条)。



理事が2人以下になった場合、又は、監事が0人になった場合は、**速やかに補充して、違法状態を解消してください。**

③ 理事と監事が入れ替わった場合

監事の「八代 花子」氏から、突発的事情により、任期満了を待たずに平成26年8月15日付けで監事を辞任したい旨の申出がありました(申出日は、平成26年8月1日)。

後任の監事候補者を探しましたが、急な申出であったので、候補者が見つかりませんでした。

このままでは、「監事が欠員(=違法状態)」となってしまう恐れがあったので、当座の対応策として、理事の「菊池 三郎」氏が、平成26年8月15日付けで理事を辞任し、平成26年8月16日付けで監事に就任することになりました(監事の選任に係る社員総会は、平成26年8月14日に開催)。

【注意】

「理事だった者が監事に就任した場合、又は、監事だった者が理事に就任した場合」の役員変更は、役員変更に係る事例の中で、「書類の添付漏れ」が最も多い事例です。

具体的には、新任の役員に係る「役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)」及び「役員の住所又は居所を証する書面」の添付漏れが多々見受けられます。

「理事だった者が監事に就任した場合、又は、監事だった者が理事に就任した場合」、「理事」又は「監事」としては、いずれも新任になりますので、「役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)」及び「役員の住所又は居所を証する書面」を提出しなければなりませんので御注意ください(本事例の場合、「菊池 三郎」氏の「監事就任に係る就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)」及び「住民票の写し」が必要となります)。

『Q & A』 - Q46 (20ページ) 参照

役員変更等届出書(別記第3号様式) : 1部

別記第3号様式(第5条関係)

平成26年8月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
代表者の氏名 熊本 太郎
電話番号 〇〇〇-□□□-△△△△

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日・変更事項を
正しく記入します

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名 (フリガナ)	住所又は居所
平成26年8月15日 辞任	監事	八代 花子 (ヤツシロ ハナコ)	八代市西片町1660番地
平成26年8月15日 辞任	理事	<u>菊池 三郎</u> (キクチ サブロウ)	<u>菊池市隈府1272番地10</u>
平成26年8月16日 新任	監事		

氏名・住所(又は居所)は、
住民票の記載どおりに記入します

変更後の役員名簿：2部

役員名簿

法人名：NPO法人パレアの会

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	無
理事 (副理事長)	阿蘇 次郎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	無
理事	天草 四郎	天草市今釜新町3530番地	無
監事	<u>菊池 三郎</u>	<u>菊池市隈府1272番地10</u>	無

氏名・住所(又は居所)は、
住民票の記載どおりに記入します

役員}の就任承諾書及び誓約書の謄本(コピー)：1部

役員}の住所又は居所を証する書面：1部

 添付漏れに御注意ください!!!

【その他役員変更に関する注意(登記関係)】

代表権を有する理事が、変更・住所変更・重任した場合は、法務局で理事の変更登記を行う必要があります。

これを怠った場合、登記懈怠として、20万円以下の過料処分に処せられる恐れがありますので御注意ください。

『Q&A』資料7・8参照

2 定款変更について

(1) 手続の概要

NPO法人は、社員総会で定款変更を議決した後、「**認証が必要な事項(認証事項)**」に係る変更の場合は「**定款変更認証申請**」が、「**認証が不要な事項(届出事項)**」に係る変更の場合は「**定款変更届出**」が、それぞれ必要です(NPO法第25条第3項・第6項)。

なお、変更後の定款は、「**認証が必要な事項(認証事項)**」に係る変更は「**認証後**」から、「**認証が不要な事項(届出事項)**」に係る変更は「**社員総会での議決後**」から、それぞれ有効になります。

また、事務所所在地や事業内容等、定款を変更したことによって登記事項に変更が生じる場合は、法務局で変更登記を行う必要がありますので御注意ください。

【定款変更の議決機関に係る注意】

定款変更に係る議決機関は、NPO法第25条第1項の規定により、**社員総会に限定されています**。理事会では議決できませんので御注意ください。

なお、解散・合併についても同じく、NPO法の規定により、議決機関は社員総会に限定されていますので御注意ください。

『Q & A』16～18ページ、資料5・6参照

定款変更認証申請と定款変更届出との比較表

定款変更認証申請

変更内容項目

目的
名称
その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)
社員の資格の得喪に関する事項
役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
会議に関する事項
解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
定款の変更に関する事項
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: yellow;"> <p>【定款変更認証申請と登記】 変更内容項目のうち、黄色の項目は、登記事項に該当します。</p> </div>

変更後の定款が有効となる時期

認証後から有効

定款変更届出

変更内容項目

<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: yellow;"> <p>【定款変更届出と登記】 変更内容項目のうち、オレンジ色の項目は、登記事項に該当します。</p> </div>
所轄庁の変更を伴わない主たる事務所及びその他の事務所の所在地
役員の数に関する事項
残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
資産に関する事項
公告の方法
会計に関する事項
事業年度に関する事項
任意的記載事項

変更後の定款が有効となる時期

社員総会議決後から有効

『Q & A』資料5 参照

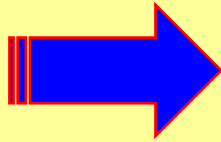
所轄庁の変更とは……

NPO法人の所轄庁は、原則として、主たる事務所が所在する都道府県の知事ですが、事務所が1つの指定都市内のみに所在する場合は、**当該指定都市の長が所轄庁**となります（複数の都道府県に事務所が所在する場合は、主たる事務所が所在する都道府県の知事が所轄庁）。

したがって、例えば熊本県知事が所轄するNPO法人が、事務所の移転・新設・閉鎖等によって、その事務所が熊本市内のみに所在することになった場合は、熊本県知事から熊本市長へと所轄庁が変更します。



主たる事務所：阿蘇市〇〇

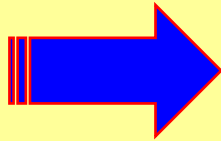


主たる事務所：熊本市〇〇

所轄庁は熊本市長に変更



主たる事務所：熊本市〇〇
従たる事務所：阿蘇市〇〇

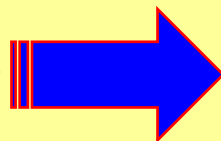


主たる事務所：熊本市〇〇
従たる事務所は廃止

所轄庁は熊本市長に変更



主たる事務所：熊本市〇〇
従たる事務所：阿蘇市〇〇

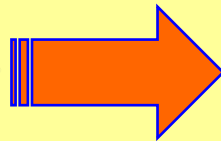


主たる事務所：福岡市〇〇
従たる事務所：阿蘇市〇〇

所轄庁は福岡県知事に変更



主たる事務所：阿蘇市〇〇
従たる事務所：熊本市〇〇



主たる事務所：阿蘇市〇〇
従たる事務所は廃止

所轄庁は熊本県知事のまま
【所轄庁の変更なし】

(2) 提出書類

【定款変更届出】

	提出書類	提出部数
1	定款変更届出書(別記第5号様式)	1部
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)	1部
3	変更後の定款	2部

【提出書類に関する注意等】

- ・ 「**変更後の定款**」は、閲覧資料として、パレアルームにて広く一般の方に公開します。
- ・ 「**変更後の定款**」は、変更箇所が分かるよう、**変更箇所に下線を引いて提出してください**(定款変更認証申請においても同様をお願いします)。

【定款変更認証申請(所轄庁の変更を伴わない場合)】

	提出書類	提出部数
1	定款変更認証申請書(別記第4号様式)	1部
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)	1部
3	変更後の定款	2部

※「**特定非営利活動の種類**」又は「**事業**」を変更する場合は、さらに以下の書類を提出します。

4	定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
5	定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

【提出書類に関する注意等】

- ・ 提出部数が**2部**の書類(「**変更後の定款**」、「**定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書**」及び「**定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書**」)は、**縦覧書類として、広く一般の方に公開します。**
- ・ 「**定款の変更の日**」とは、定款変更の認証が見込まれる日で、「**申請から3か月程度経過後の日**」を指します。

【定款変更認証申請（所轄庁の変更を伴う場合）】

	提出書類	提出部数
1	定款変更認証申請書 (変更後の所轄庁の様式)	1部
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)	1部
3	変更後の定款	2部
4	役員名簿	2部
5	確認書	1部
6	直近の事業報告書等	1部

※「特定非営利活動の種類」又は「事業」を変更する場合は、さらに以下の書類を提出します。

7	定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
8	定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

【提出書類に関する注意等】

- ・ 「定款変更認証申請書」は、**変更後の所轄庁の様式**で作成します。また、申請書等の宛名は、**変更後の所轄庁**になります。
- ・ 提出部数が**2部**の書類は、**縦覧書類として、変更後の所轄庁により、広く一般の方に公開**されます。
- ・ 「確認書」とは、「**宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと及び暴力団関係ではないこと**」を確認するための書類です。
- ・ 法人設立後「**事業報告書等**」が作成されるまでの間は、**設立認証申請時の「事業計画書・活動予算書」及び「法人成立時の財産目録」**を提出します。

【所轄庁の変更を伴う場合の定款変更認証申請書等の提出先について】

所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請の場合、定款変更認証申請書等の提出書類は、**変更前の所轄庁に提出**してください(例えば、所轄庁が熊本県知事から熊本市長へ変わる場合は、**熊本県知事(パレアルーム)**に提出してください)。

変更後の所轄庁への提出書類送付は、**変更前の所轄庁が行います**ので、申請者(NPO法人)が、**直接、変更後の所轄庁へ提出する必要はありません**。

『Q & A』 - Q43 (18ページ) 参照

(3) 提出書類の作成法

これから、以下の3ケースによる定款変更に関して、提出書類の作成法を説明していきます。

- ① 事務所を移転した場合(所轄庁の変更なし)
- ② 事業内容を変更する場合
- ③ 事務所を移転する場合(所轄庁の変更あり)

①～③の定款変更に係る関連条文は、以下のとおりです。

【関連条文】

NPO法人パレアの会 定款(抄)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地に置く。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子育て教育に関するセミナー事業
- ② 育児支援に関する事業

(2) その他の事業

- ① 不要物品・農産物等のバザー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

上記関連条文のうち、①・③の変更は第2条を、②の変更は第5条を、それぞれ変更します。

また、①の変更は「届出事項」に、②・③の変更は「認証事項」に、それぞれ該当します。

① 事務所を移転した場合(所轄庁の変更なし)

平成26年9月1日、社員総会を開催して、主たる事務所の「菊池市隈府1272番地10」への移転及び定款の関連条文(第2条)の変更を議決しました(事務所移転日は平成26年9月15日)。

定款変更等届出書(別記第5号様式): 1部

別記第5号様式(第7条関係)

様式が定められています

平成26年10月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

移転後(変更後)の住所を
正確に(定款の記載どおりに)記入します

主たる事務所の所在地 熊本県菊池市隈府1272番地10
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
代表者の氏名 熊本 太郎
電話番号 ○○○-□□□-△△△△

定 款 変 更 届 出 書

代表者印の押印は
不要です

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

旧	新
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県 <u>阿蘇市一の宮町宮地2402</u> <u>番地</u> に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県 <u>菊池市隈府1272番地10</u> に置く。

2 変更の理由

平成26年9月15日に事務所を移転したため

変更した条文等を新旧対照の形式で記載します(変更前と変更後の違いを明らかにできるように、**変更箇所には下線を引いてください**)

定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)：1部

NPO法人パレアの会 臨時総会議事録

議事録は、
定款に規定してある
記載事項を順守して
作成してください

1 日 時：平成26年9月1日 11時～12時

2 場 所：くまもと県民交流館 会議室2

3 正会員総数：20人

4 出席者数：20人(うち書面表決者：5人)

5 審議事項

第1号議案 主たる事務所の移転及び定款変更に関する件

第2号議案 議事録署名人の選任に関する件

定款で規定した定足数を満たしている必要があります

6 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 議長選出の件

議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって 熊本 太郎 氏を選任した。

変更内容が分かるように、明確に記入します

(2) 議案審議

第1号議案 主たる事務所の移転及び定款変更に関する件

議長は、主たる事務所を平成26年9月15日付けで熊本県菊池市隈府1272番地10へ移転したい旨、また、それに伴い定款第2条を下記のとおり変更したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

旧	新
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402 番地に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県菊池市隈府1272番地10 に置く。

第2号議案 議事録署名人の選任に関する件

議事録署名人について、議長から本日出席の 阿蘇 次郎 氏と 菊池 三郎 氏の2名を指名したところ、満場異議なく承認された。

(3) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成26年9月1日

定款の規定に従い、署名・押印又は記名・押印します

議 長	熊本 太郎	Ⓜ
議事録署名人	阿蘇 次郎	Ⓜ
同	菊池 三郎	Ⓜ

変更後の定款：2部

(抜粋)

NPO法人パレアの会 定款

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人パレアの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県菊池市隈府1272番地10に置く。

変更箇所に下線を引いてください

(目的)

第3条 この法人は、熊本県内在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子育て教育に関するセミナー事業
 - ② 育児支援に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 不要物品・農産物等のバザー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

提出された2部のうち1部は、閲覧資料として、パレアルームにて広く一般の方に公開します

② 事業内容を変更した場合

平成26年5月5日、社員総会を開催して、特定非営利活動に係る事業に「子育て教育に関する広報事業」の追加及び定款の関連条文(第5条)の変更を議決しました。

定款変更認証申請書(別記第4号様式)：1部

別記第4号様式(第6条関係)

様式が定められています

平成26年5月15日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

法務局に登記(届出)した
法人代表者印を押印します

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
代表者の氏名 熊本 太郎
電話番号 ○○○-□□□-△△△△

印

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

変更した条文等を新旧対照の形式で記載します(変更前と変更後の違いを明らかにできるように、**変更箇所には下線を引いてください**)。

記

1 変更の内容

旧	新
(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～② 省略 (2) 省略 2 省略	(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～② 省略 ③ 子育て教育に関する広報事業 (2) 省略 2 省略

2 変更の理由

当法人の活動実績、子育て教育の重要性等を広くPRしていくために、特定非営利活動に係る事業として「子育て教育に関する広報事業」を追加するため

定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)：1部

NPO法人パレアの会 臨時総会議事録

- 1 日 時：平成26年5月5日 11時～12時
- 2 場 所：くまもと県民交流館 会議室2
- 3 正会員総数：20人
- 4 出席者数：20人（うち書面表決者：5人）
- 5 審議事項

- 第1号議案 定款変更に関する件
- 第2号議案 平成26・27年度の事業計画書・活動予算書に関する件
- 第3号議案 議事録署名人の選任に関する件

6 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 議長選出の件

議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって **熊本 太郎** 氏を選任した。

(2) 議案審議

第1号議案 定款変更に関する件

議長は、特定非営利活動に係る事業に「子育て教育に関する広報事業」を追加するため、定款第5条を下記のとおり変更したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

旧	新
(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～② 省略 (2) 省略 2 省略	(事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①～② 省略 ③ 子育て教育に関する広報事業 (2) 省略 2 省略

第2号議案 平成26・27年度の事業計画書・活動予算書に関する件

議長から、上記定款変更の認証申請を行うに当たり、平成26・27年度の事業計画書・活動予算書を議決する必要がある旨の説明があり、事業計画書(案)・活動予算書(案)を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

第3号議案 議事録署名人の選任に関する件

議事録署名人について、議長から本日出席の **阿蘇 次郎** 氏と **菊池 三郎** 氏の2名を指名したところ、満場異議なく承認された。

(3) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成26年9月1日

議長 **熊本 太郎** ㊦
議事録署名人 **阿蘇 次郎** ㊦
同 **菊池 三郎** ㊦

「特定非営利活動の種類」又は「事業」を変更する場合は、総会(又は理事会)での議決が必要となります

変更後の定款：2部

(抜粋)

NPO法人パレアの会 定款

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人パレアの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、熊本県内在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子育て教育に関するセミナー事業
 - ② 育児支援に関する事業
 - ③ 子育て教育に関する広報事業

変更箇所に下線を引いてください

(2) その他の事業

- ① 不要物品・農産物等のバザー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書：2部

定款の変更の日が属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書：2部

「特定非営利活動の種類」又は「事業」を変更する場合は、
添付漏れに御注意ください!!!

【注意】

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業」から
「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」への変
更等、事業内容自体に変更がなく、事業に係る法律(事業の
根拠法令)の名称のみが変更した場合でも、当該定款変更認
証申請の提出書類には、2か年度分(当該定款の変更の日の
属する事業年度及び翌事業年度)の事業計画書・活動予算書
が必要となりますので御注意ください。

提出部数2部の書類は、縦覧書類として、
パレアルームにて広く一般の方に公開します

『Q & A』 - Q40 (17ページ) 参照

③ 事務所を移転する場合(所轄庁の変更あり)

平成26年9月30日、社員総会を開催して、主たる事務所の「熊本市中央区手取本町8番9号」への移転及び定款の関連条文(第2条)の変更を議決しました。

定款変更認証申請書(変更後の所轄庁の様式) : 1部

様式第5号(第7条関係)


変更後の所轄庁の様式で作成します

平成26年10月10日

宛名は変更後の所轄庁です

熊本市長 様

移転前(変更前)の住所を
正確に(定款の記載どおりに)記入します

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会(NPOホジソパレアカイ)
代表者の氏名 熊本 太郎(クマト タロウ) 
電話番号 〇〇〇-□□□-△△△△

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

法務局に登記(届出)した
法人代表者印を押印します

記

1 変更の内容

旧	新
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402 番地に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県熊本市中央区手取本町8番9 号に置く。

2 変更の理由

主たる事務所移転のため

変更した条文等を新旧対照の形式で
記載します(変更前と変更後の違いを
明らかにできるよう、**変更箇所には
下線を引いてください**)。

NPO法人パレアの会 臨時総会議事録

- 1 日 時：平成26年9月30日 11時～12時
- 2 場 所：くまもと県民交流館 会議室2
- 3 正会員総数：20人
- 4 出席者数：20人（うち書面表決者：5人）
- 5 審議事項
 - 第1号議案 主たる事務所の移転及び定款変更に関する件
 - 第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件
 - 第3号議案 議事録署名人の選任に関する件

6 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 議長選出の件

議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって 熊本 太郎 氏を選任した。

(2) 議案審議

第1号議案 主たる事務所の移転及び定款変更に関する件

議長は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区手取本町8番9号へ移転したい旨、また、それに伴い定款第2条を下記のとおり変更したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

また、当該定款変更に係る認証日をもって移転することについても、満場一致をもって承認可決された。

旧	新
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402 番地に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県熊本市中央区手取本町8番9 号に置く。

第2号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認の件

NPO法人パレアの会が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当する団体であることについて、満場一致をもって確認された。

第3号議案 議事録署名人の選任に関する件

議事録署名人について、議長から本日出席の 阿蘇 次郎 氏と 菊池 三郎 氏の2名を指名したところ、満場異議なく承認された。

(3) 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨

以上、この議事録が正確であることを証します。

所轄庁の変更を伴う場合、
改めて確認をとる必要があります

平成26年9月30日

議長 熊本 太郎 (印)
 議事録署名人 阿蘇 次郎 (印)
 同 菊池 三郎 (印)

変更後の定款：2部

(抜粋)

N P O 法人パレアの会 定款

(名称)

第1条 この法人は、N P O 法人パレアの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区手取本町8番9号に置く。

変更箇所に下線を引いてください

(目的)

第3条 この法人は、熊本県内在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子育て教育に関するセミナー事業
 - ② 育児支援に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 不要物品・農産物等のバザー事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

役員名簿：2部

役員名簿

法人名：NPO法人パレアの会

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	熊本 太郎	熊本市中央区手取本町8番9号	無
理事 (副理事長)	阿蘇 次郎	阿蘇市一の宮町宮地2402番地	無
理事	菊池 三郎	菊池市隈府1272番地10	無
理事	天草 四郎	天草市今釜新町3530番地	無
監事	八代 花子	八代市西片町1660番地	無

提出部数2部の書類は、縦覧書類として、
変更後の所轄庁により、広く一般の方に公開されます

確認書：1部

確認書

NPO法人パレアの会は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成26年9月30日に開催された臨時総会において確認しました。

平成26年9月30日

確認した社員総会の
開催日を記入します

確認した社員総会の開催日以降の日付を記入します

主たる事務所の所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402番地
特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
代表者の氏名 熊本 太郎

印

法務局に登記(届出)した
法人代表者印を押印します

直近の事業報告書等：1部

事業報告書等とは、以下の6書類の総称です。

- ① 事業報告書
- ② 活動計算書及び計算書類の注記
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録
- ⑤ 前事業年度の年間役員名簿
- ⑥ 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿

また、事業初年度を終了しておらず、事業報告書等を作成していないNPO法人は、「直近の事業報告書等」の代わりに、設立認証申請時の「事業計画書・活動予算書」及び「法人成立時の財産目録」を提出します。

【その他注意事項】

①

定款変更認証申請書又は定款変更届出書で示した「**変更の内容(変更箇所)**」以外の条項等を勝手に変更することはできませんので御注意ください。

②

変更箇所が多い場合は、定款変更認証申請書又は定款変更届出書の「**変更の内容**」欄には「**別添 新旧対照表のとおり**」と記入し、**新旧対照表**を添付してください。

③

定款の附則は、設立当初の役員、入会金、会費等について記載しているものなので、法人設立後にこれらの内容に変更が生じたとしても、**附則は変更(修正)しないでください**。

【定款変更と変更登記】

事務所所在地や事業内容等、定款を変更したことによって登記事項に変更が生じる場合にのみ、法務局で変更登記を行う必要があります。

変更登記は、組合等登記令の規定により、主たる事務所の所在地を管轄する法務局では、変更が生じた日から2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する法務局では、変更が生じた日から3週間以内に、それぞれ変更の登記を行わなければなりません。

また、法務局で変更登記を済ませた後、遅滞なく、所轄庁に以下の書類を提出する必要がありますので御注意ください。

	提出書類	提出部数
1	定款変更登記完了提出書(別記第5号の2様式)	1部
2	登記事項証明書(原本)	1部
3	登記事項証明書の写し(コピー)	1部

なお、定款変更により所轄庁が変更となったNPO法人は、**変更後の所轄庁**に、上記書類を提出する必要があります。その場合、「定款変更登記完了提出書」は、変更後の所轄庁の様式で作成する必要がありますので御注意ください。

3 解散について

「解散」の説明に入る前に……

NPO法人は、以下の7つの事由により解散します（NPO法第31条第1項）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 所轄庁による設立の認証の取消し

上記のとおり、解散事由は7つありますが、一般的には「① 社員総会の決議」により解散が行われていますので、以下では、「社員総会の決議による解散」に絞って、説明を進めていきます。

(1) 手続の概要

NPO法人は、社員総会にて解散を決議し、清算人を選任した後、法務局で解散及び清算人就任の登記を行う必要があります。

登記完了後、清算人は、解散及び清算人就任の旨を所轄庁に届け出る必要があります（NPO法第31条第4項・第31条の8）。

そして、清算が終了し、法務局で清算結了登記が完了した後、清算人は、その旨を所轄庁に届け出る必要があります（NPO法第32条の3）。

【注意】

- ・ **NPO法人は、解散（登記）しただけでは消滅しません。** NPO法人の消滅は、残余財産を引き渡し、法務局で清算結了登記を行い、所轄庁にその旨を届け出ることによって完了します。
- ・ 清算人は、現務の結了、債務の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しのために、必要な一切の行為を行います。

『Q & A』 24～26ページ、資料9参照

社員総会における解散の決議から清算終了までの手続の流れ

NPO法人

所轄庁(熊本県知事)

社員総会で、①**解散を決議し**、
②**清算人を選任する**

【届出①】

登記完了後、**登記事項証明書(原本)**を添付して、**解散届出書・清算人兼任届出書**をパレアルームに提出してください

法務局で、**解散及び清算人の就任登記**を行う

届出①

所轄庁は、**解散及び清算人の就任登記を確認**します

主たる事務所の所在地を管轄する**地方裁判所の監督下で、清算業務**を行う

清算人は、法人格を消滅させるため、以下の業務を行う

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て・弁済
- ③ 公告をもって、債権者に対し、一定の期間内に債権の申出をすべき旨の催告を行う
- ④ 公告と催告により判明した債務の分配を完了する
- ⑤ 残余財産がある場合、その引渡しを行う

※③の公告は、官報に掲載して行う

法務局で、**清算終了の登記**を行う

届出②

所轄庁は、**法人格の消滅を確認**します

【届出②】

登記完了後、**登記事項証明書(原本)**を添付して、**清算終了届出書**をパレアルームに提出してください

(2) 提出書類

社員総会で解散を決議して、法務局で解散及び清算人就任登記が完了した後は、所轄庁に以下の書類を提出します。

	提出書類	提出部数
1	解散届出書(別記第7号様式)	1部
2	清算人就任届出書(別記第8号様式)	1部
3	登記事項証明書(原本)	1部

清算が終了して、法務局で清算終了登記が完了した後は、所轄庁に以下の書類を提出します。

	提出書類	提出部数
1	清算終了届出書(別記第10号様式)	1部
2	登記事項証明書(原本)	1部

(3) 提出書類の作成法

「NPO法人パレアの会」は、平成26年9月11日に社員総会を開催し、同法人の解散を決議し、残余財産の譲渡先として「社会福祉法人協働の会」とすることを決定しました。

また、清算人として、「熊本 太郎」氏を選任し、「熊本 太郎」氏もその就任を承諾しました。

これから、清算人「熊本 太郎」氏が、以下の2つの登記が完了した後に所轄庁へ提出する書類について、その作成法を説明していきます。

- ① 解散及び清算人就任登記完了後
- ② 清算終了登記完了後

① 解散及び清算人就任登記完了後

解散届出書 (別記第7号様式) : 1部

別記第7号様式 (第10条関係)

様式が定められています

平成26年9月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会
清算人 住所又は居所 熊本県熊本市中央区手取本町8番9号
氏名 熊本 太郎

清算人の住所(又は居所)及び氏名を記入します

解散届出書

押印は不要です

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

社員総会の決議により解散する場合、「第1号」と記入します

記

1 解散の理由

会員の高齢化に伴って活動への参加者が減少しており、このまま事業を継続していくことは困難と判断した。

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる可能性があるため、譲渡先を選定しておく必要があります

2 残余財産の処分方法

残余財産が生じた場合、定款の規定に従い、解散総会で選定した「社会福祉法人協働の会」に譲渡する。

【残余財産の帰属先に係る注意事項】

残余財産の帰属先は、NPO法第11条第3項で規定された下記団体の中から選定しなければなりません。

- ・ NPO法人
- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 更生保護法人

清算人就任届出書(別記第8号様式) : 1部

別記第8号様式(第11条関係)

様式が定められています

平成26年9月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会

清算人 住所又は居所 熊本県熊本市中央区手取本町8番9号
氏名 熊本 太郎

清算人の住所(又は居所)
及び氏名を記入します

清算人就任届出書

押印は不要です

下記のとおりNPO法人パレアの会の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

法人名を正しく記入します

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所
(氏名) 熊本 太郎
(住所) 熊本市中央区手取本町8番9号

2 清算人が就任した年月日
平成26年9月11日

登記事項証明書に記載されている
清算人の就任年月日を記入します

登記事項証明書(原本) : 1部

コピーは不可です、御注意ください!!!

「清算終了登記完了後」の書類作成に入る前に……

知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるよう告知するため、**清算人は、就任した日から遅滞なく、(明らかに債権者がいないと思われる場合であっても) 公告しなければなりません。**

なお、**解散時の公告は、NPO法第31条の10第4項の規定により、必ず官報に掲載して行わなければなりません。**

また、定款で、「公告の方法」として官報以外の方法を規定している場合は、官報と併せて当該方法による公告も必要となりますのでご注意ください。

平成29年現在、熊本県内の官報販売所は、以下のとおりです。

(株)熊文社

〒860-0083 熊本市北区大連1丁目7番47号

TEL：096-277-9600

FAX：096-344-5420

【公告文作成例(社員総会決議により解散した場合)】

当法人は、平成〇年〇月〇日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成〇年〇月〇日

住所 熊本県〇〇市〇丁目〇番〇号

法人名 NPO法人〇〇

(代表) 清算人氏名 〇〇〇〇

② 清算終了登記完了後

清算終了届出書(別記第10号様式) : 1部

別記第10号様式(第13条関係)

様式が定められています

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

特定非営利活動法人の名称 NPO法人パレアの会

清算人 住所又は居所 熊本県熊本市中央区手取本町8番9号
氏名 熊本 太郎

清算人の住所(又は居所)
及び氏名を記入します

清算 結 了 届 出 書

押印は不要です

NPO法人パレアの会の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

法人名を正しく記入します

登記事項証明書(原本) : 1部

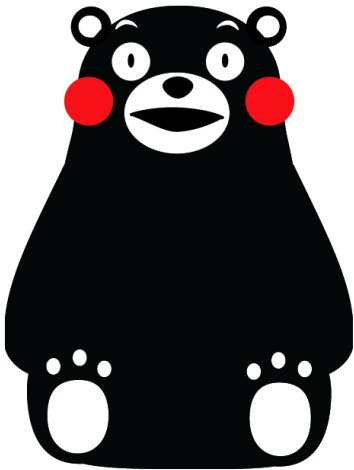
コピーは不可です、御注意ください!!!

【注意】

清算終了届出書等の提出は、所轄庁が法人格の消滅を確認をするためにもとても重要な手続です。

NPO法人を解散した場合は、当該手続まで行う必要がありますので御注意ください。

長時間お疲れ様でした。
なお、各種書類作成等に関して、不明な点や事前相談等については、パレアルームへお問い合わせ願います。



パレアルーム

〒860-8554（パレア専用郵便番号・住所不要）
熊本市中央区手取本町8-9（テトリアくまもと 9F）
TEL：096-355-1186
FAX：096-355-4318
利用時間：10：00～21：00（月曜日～土曜日）
10：00～18：00（日曜日・祝日）
※パレア休館日は除きます